

令和6年4月8日

保護者様

豊能町教育委員会事務局
教育総務課

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

お子様のご入園、ご入学、ご進級を心からお祝い申し上げます。

さて、豊能町教育委員会では、豊能町立小・中学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園（以下、「学校等」）に在籍する児童、生徒、幼児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校設置者（豊能町教育委員会）との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。そして、毎年4月に加入（更新）手続きをすることになっています。

つきましては、全員の方にこの制度の趣旨をご理解のうえ加入に同意していただきますようお願いいたします。なお、この制度について同意いただけないもしくは異議のある方、ご質問等がある方は、令和6年4月11日までに各学校等の担当者もしくは教育委員会事務局教育総務課までお申し出ください。

(1) 掛 金 (年 額)

区 分		掛 金	内 訳	
			町負担額	保護者負担額
小中学校児童生徒	一般	920円	460円	460円
	要保護	40円	20円	20円
幼稚園児、認定こども園児		270円	70円	200円
保育所児	一般	350円	140円	210円
	要保護	40円	20円	20円

※要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。小中学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支払を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。また、要保護、準要保護児童生徒は、令和5年4月1日施行の「独立行政法人スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則」第4条2項により掛金は免除となります。

(2) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額（概要）

災害の種類	災 害 の 範 囲		給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校等給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）		障害見舞金 ・4,000万円～88万円〔通学（園、所）中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死 亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 ・3,000万円〔通学（園、所）中の災害の場合は1,500万円〕
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 ・3,000万円〔通学（園、所）中の災害の場合は1,500万円〕
		運動などの行為と関連の無い突然死	死亡見舞金 ・1,500万円〔通学（園、所）中の場合も同額〕

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
 2. 上表の「療養に関する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額（医療保険で言う10割分）が5,000円以上のものをいいます。
 3. 同一災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
 4. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
 5. 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
 6. 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
 7. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ※ 日本スポーツ振興センター法等の改正にともない、内容が変更される場合があります。